

第73回 税理士試験

〔 住 民 税 〕

解答・解説レジュメ



資格の学校

TAC

第 7 3 回 税 理 士 試 験 住 民 税

●はじめに

住民税受験者の皆さん、本試験お疲れさまでした。

今回の本試験は、理論については幅広く受験生の住民税に対する理解度や作文能力を問うような問題であった。2問とも予想の範囲内ではあれど、制限時間内で納得のいくような回答をするのはとても難しかったと思われるが、そんな中でも受験生が暗記した個別理論で回答が可能な部分について確実に得点に結びつけられたかどうかポイントになるだろう。

計算については例年に比べ難易度もそれほど高くなく、ボリューム的にも極端に多くはなかったなので、ある程度充実した回答ができたのではないだろうか？

おそらく勝負の分かれ目は、計算をミスなく乗り切れたかどうか。次に理論は完答できなかったにせよ、ある程度網羅的に回答できたかどうか。この2点になると思われる。

Z-73-I [第一問] 解 答

問 1 個人住民税に関し、次の(1)及び(2)について簡潔に述べなさい。なお、退職所得に係る分離課税について述べる必要はない。

(1) 個人住民税における「住所」の意義及びその認定の方法

(2) 個人住民税均等割及び所得割の趣旨、課税の方法、徴収の方法、税率及び非課税措置（所得税との相違点について言及すること。）

(25点)

(1)について

1 「住所」の意義 1

住所については、地方税法に特段の規定はなく、民法に規定する住所の概念によっており、「各人の生活の本拠」をいうものとされており、地方税法上その施行地を通じて一人一箇所に限られる。

2 住所の認定

(1) 原 則 (法24②、39、294②、318) 1

道府県内（市町村内）に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

なお、個人住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とされ、住所はこの賦課期日現在の状況によって認定される。

(2) 特 例 (法292③④) 1

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなしてその者に市町村民税を課することができる。

この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

なお、上記により、市町村民税を課税された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課税することができない。

(2)について

1 均等割及び所得割の趣旨 2

個人住民税は、地域住民がその地方団体から受ける行政サービス等の応益性に着目し、地域住民の広い層についてこの行政サービスに要する費用の一部を広く均等に分担しあう均等割と、所得の多寡に応じて税負担能力に応じた負担を求める所得割からなり、いずれも負担分任の趣旨によるものである。

2 課税の方法

(1) 課税の方法 1

個人住民税の課税方法は、賦課課税方式を採用している。

なお、賦課課税方式とは、納付すべき税額がもっぱら地方団体の処分により確定する方式をいう。

(2) 個人の道府県民税の賦課徴収の原則 (法41) 1

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除き、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

3 徴収の方法

(1) 普通徴収 (法319、319の2) 2

① 個人の市町村民税の徴収については、給与所得者に対する特別徴収、年金所得者に対する特別徴収又は分離課税に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収する場合を除き、普通徴収の方法によらなければならない。

② 個人の住民税を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合には、徴税吏員が納税通知書を納税者に交付して行わなければならない。

なお、納税通知書は、遅くとも納期限前10日までに交付しなければならない。

(2) 給与所得者の特別徴収 (法321の3) 1

市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、その者に対して課する個人の住民税のうち、前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(3) 年金所得者の特別徴収 (法321の7の2、321の7の8) 1

① 市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合においては、その者に対して課する個人の住民税のうち、前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1相当額（100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、100円未満であるときは100円とする。以下「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を、当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から特別徴収の方法によって徴収するものとする。

② 市町村は、特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の住民税のうち、前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から上記①の特別徴収税額を控除した額を、普通徴収の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収するものとする。

③ 市町村は、前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその年の9月30日までの間に支払われる場合には、その支払の際、当該年度の前年度分の個人の住民税のうち、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1相当額（100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、100円未満であるときは100円とする。以下「年金所得に係る仮特別徴収税額」という。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

なお、上記により特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、上記①の「の2分の1相当額」とあるのは、「から年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、上記②の規定は適用しない。

4 税 率

(1) 均等割の税率 (法1①五、38、310) **2**

均等割の標準税率は、道府県民税 1,000円、市町村民税 3,000円とする。

なお、平成26年度から令和5年度までは、道府県民税 1,500円、市町村民税 3,500円とする。

また、市町村は、一定の納税義務者について当該市町村の条例で定めることにより、均等割の税率を軽減することができる。

(2) 所得割の税率

所得割の標準税率は、原則として、下記のとおりである。

① 課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額 (法35、314の3) **2**

道府県民税 4%、市町村民税 6%とする。

※ 指定都市に住所を有する場合は、4%を2%と、6%を8%とする。

② 課税短期譲渡所得金額 (法附35) **1**

道府県民税 3.6%、市町村民税 5.4%とする。

※ 指定都市に住所を有する場合は、3.6%を1.8%と、5.4%を7.2%とする。

③ 課税長期譲渡所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額 (法附33の2、34、35の2、35の2の2、35の4) **1**

道府県民税 2%、市町村民税 3%とする。

※ 指定都市に住所を有する場合は、2%を1%と、3%を4%とする。

5 非課税制度

(1) 均等割及び所得割の非課税 (法24の5①②、295①②) **2**

道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割を課することができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

(2) 均等割の非課税 (法24の5③、295③、令47の3) **2**

- ① 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

なお、市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

$$\begin{array}{c} \text{基本額として} \\ \text{定める一定金額} \end{array} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \begin{array}{c} \text{※} \\ \text{加算額として} \\ \text{定める一定金額} \end{array}$$

※ その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

- ② 道府県は、上記①により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

(3) 所得割の非課税 (法附3の3) **2**

道府県及び市町村は、当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、所得割を課することができない。

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + \begin{array}{c} \text{※} \\ 32\text{万円} \end{array}$$

※ その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

6 所得税との相違点 **2**

- (1) 個人住民税が、負担分任を基調とするものであるのに対し、所得税は所得再分配機能を有する。
- (2) 個人住民税が賦課課税方式を採用しているのに対し、所得税は申告納税方式を採用している。
- (3) 個人住民税には均等割があるが所得税にはなく、個人住民税所得割の税率は比例税率であるのに対し、所得税率は超過累進税率である。
- (4) 個人住民税には、人的非課税措置があるのに対し、所得税にはそのような制度はない。

問2 個人住民税における申告手続に関し、次の(1)～(3)について簡潔に述べなさい。なお、退職所得に係る申告書について述べる必要はない。

- (1) 申告義務の概要
- (2) 所得税の確定申告書が提出された場合の取扱い
- (3) 総務大臣が指定する都道府県等への寄附金に係る寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）の概要

(25点)

(1)について

1 申告義務、

- (1) 道府県民税の申告義務（法45の2①） **2**

道府県内に住所を有する者は、3月15日までに、総務省令の定めるところによって、一定の事項を記載した申告書を、(2)の申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- (2) 市町村民税の申告義務（法317の2①） **2**

市町村内に住所を有する者は、3月15日までに、総務省令の定めるところによって、一定の事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 申告義務の免除（法45の2①、317の2①） **3**

次に掲げる者は、申告義務が免除される。

- (1) 給与支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与の支払を受けている者で、前年中に給与所得以外の所得を有しなかったもの
- (2) 公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において公的年金等の支払を受けている者で、前年中に公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの
ただし、社会保険料控除額（当該公的年金等の額から控除されるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは同居直系尊属に係る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、純損失の金額若しくは雑損失の金額の控除、寄附金税額控除額（NPO法人に対する寄附金（認定NPO法人に対するものを除く。）に係る部分を除く。）の控除を受けようとするものを除く。
- (3) 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち、市町村の条例で定めるもの

3 申告義務を免除される者の申告

- (1) 雑損控除等を受ける場合（法45の2③、317の2③） **2**

上記2(1)又は(2)に規定する者は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、純損失の金額若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

- (2) 純損失等が生じた場合（法45の2④、317の2④） **1**

上記2に規定する者は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、住民税の申告書を提出することができる。

(2)について

みなす申告（法45の3、317の3） **5**

道府県（市町村）内に住所を有する者が、前年分の所得税の確定申告書を提出した場合には、その確定申告書が提出された日に、住民税の申告書が提出されたものとみなす。

ただし、同日前に住民税の申告書が提出された場合は、この限りでない。

なお、上記の確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に住民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

(3)について

1 ふるさと寄附金に係る申告の特例（法附則7） **8**

- (1) 所得税について確定申告義務がないと見込まれる者又は給与所得者等の確定申告不要の特例の適用を受けると見込まれる者で、特例控除対象寄附金について寄附金税額控除を受ける目的以外には住民税の申告書の提出を要しないと見込まれるもの（以下「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、特例控除対象寄附金を受領する都道府県知事等に対し、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に、寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（以下「申告特例通知書」という。）の送付を求めることができる。
- (2) 上記(1)の申告特例通知書の送付の求めは、その求めを行う都道府県知事等の数が5以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。
- (3) 申告特例の求めを行った申告特例対象寄附者は、その求めを行った日から賦課期日までの間に住所等に変更があったときは、申告特例対象年の翌年1月10日までに、その求めを行った都道府県知事等に対し、その変更があった事項等を届け出なければならない。
- (4) 都道府県知事等は、申告特例の求めがあったときは、申告特例対象年の翌年1月31日までに、その者の住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならない。
- (5) 申告特例の求めを行った者が、所得税又は住民税の申告書を提出した場合や、上記(4)の申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が5を超えた場合など一定のときは、その申告特例の求め及び上記(4)の申告特例通知書の送付については、いずれもなかったものとみなす。

この場合において、申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、その求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 申告特例控除額の控除（法附7の2、7の3） **2**

道府県及び市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、その納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合には、一定の方法によって計算した申告特例控除額を、その者の寄附金税額控除額控除後の所得割額から控除する。

▶予想配点◀

解答中に記載のとおり。

第一問の配点は50点であり、問1及び問2それぞれ25点の配点となっている。

各項目についての配点は、あくまでも参考であり、下記の合格ラインはこの配点に基づいて予想している。

▶合格ライン◀

第一問の問1については、解答要求項目が多く、かつ、その線引き（どこまでの解答を求められているか？）も不明確であったため、できる限り多くの項目を挙げておきたい。その点において、過去の住民税の本試験の中でも大変難易度の高い問題であった。問2についても、申告関係とふるさと納税のワンストップ特例で、解答量が多いため、適宜端折りながら全体を網羅的に回答していきたい。

合否のポイントは、出題が予想されていた項目を中心に部分点をいかに積み重ねていくかというところに落ち着きそうである。

そのため対策した範囲内である程度回答してあれば合格点であると考えて良いと思われる。

第一問の合格ラインは、問1で11点、問2で19点、合計30点と予想されます。

Z－73－ I 〔第二問〕 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏名	令和５年度分として 納付すべき税額の合計額	令和５年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	441,800	176,100	265,700	1
甲の妻	0	0	0	1
甲の長男	74,200	29,200	45,000	1
甲の長男の妻	710,000	283,500	426,500	1
甲の長女	166,700	66,200	100,500	1
甲の長女の子	0	0	0	1

氏 名	特別徴収された令和４年度分の個人住民税額の合計額 ※令和４年中の所得に係る税額に限る。	特別徴収された令和４年度分の個人住民税額の内訳 ※令和４年中の所得に係る税額に限る。		
		県民税	市民税	
甲	190, 550	82, 550	108, 000	2
甲の妻	0	0	0	
甲の長男	0	0	0	
甲の長男の妻	2, 250	2, 250	0	2
甲の長女	0	0	0	
甲の長女の子	0	0	0	

○計算過程

甲			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得	2 6,670,000	※ 8,620,000－1,950,000＝6,670,000 ※ 8,500,000<8,620,000 ∴ 1,950,000	
退 職 所 得	0	分離課税に係る所得割が課税されるため所得割課税除外 【分離課税に係る所得割額】	
		※ (22,800,000－19,200,000)×1/2＝1,800,000 ※ S 62. 4. 1～R 4. 5. 31 → 36年（1年未満切上） 8,000,000＋700,000×(36年－20年)＝19,200,000 1,800,000× $\left\{ \begin{array}{l} 4\% = 72,000 \text{ (X県)} \\ 6\% = 108,000 \text{ (Y市)} \end{array} \right.$	
利 子 所 得	0		
(申 告 分 離)	24,000	定期預金の利子は利子割が課税されるため所得割課税除外 【利子割額】 17,000×5％＝850 (X県) 【配当割額】 24,000×5％＝1,200 (X県)	
配 当 所 得			
(総 合 課 税)	118,000	80,000＋38,000＝118,000	
(申 告 分 離)	170,000	【配当割額】 170,000×5％＝8,500 (X県)	

II 課 税 標 準

総所得金額	6,788,000	$6,670,000 + 118,000 = 6,788,000$	
上場株式等に係る 配当所得等の金額	194,000	$24,000 + 170,000 = 194,000$	
		$6,982,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,120,000$	
合 計	6,982,000		∴ 所得割課税

III 所 得 控 除

社会保険料控除	1,244,000	
生命保険料控除	2 54,500	(1) 新個人年金 $22,000 + (56,000 - 32,000) \times 1/4 = 28,000$ (2) 旧一般 $15,000 + (38,000 - 15,000) \times 1/2 = 26,500$ (3) (1) + (2) = 54,500
配偶者控除	2 330,000	$460,000 - 35,000 = 425,000 \leq 480,000$ $6,982,000 \leq 9,000,000 \quad \therefore 330,000$
基礎控除	430,000	$6,982,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合 計	2,058,500	

IV 課 税 所 得 金 額

課税総所得金額	4,729,000	$6,788,000 - 2,058,500 = 4,729,500 \rightarrow 4,729,000$
上場株式等に係る課税 配当所得等の金額	194,000	

V 所 得 割 額

X 県 民 税	174,647	1. 算出所得割額
Y 市 民 税	262,207	(1) 課 総 $4,729,000 \times \begin{cases} 4\% = 189,160 \\ 6\% = 283,740 \end{cases}$ (2) 上 配 $194,000 \times \begin{cases} 2\% = 3,880 \\ 3\% = 5,820 \end{cases}$ (3) (1) + (2) = $\begin{cases} 193,040 \text{ (県)} \\ 289,560 \text{ (市)} \end{cases}$ 2. 調整控除額 $2,000,000 < 4,729,000$ $50,000 + 50,000 - (4,729,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$ $50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$ 3. 配当控除 $118,000 \times \begin{bmatrix} 1.2\% = 1,416 \text{ (県)} \\ 1.6\% = 1,888 \text{ (市)} \end{bmatrix} \quad 2$ 4. 寄附金税額控除額 (1) $30,000 + 10,000 = 40,000 < 6,982,000 \times 30\% \quad \therefore 40,000$ $(40,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 1,520 \\ 6\% = 2,280 \end{cases}$

			※		
			(2) $(40,000 - 2,000) \times 69.58\% = 26,440.4$		
			※ $4,729,000 - (50,000 + 50,000) = 4,629,000 \quad \therefore 69.58\%$		
			①イ $26,440.4 \times 2/5 = 10,576.16$		
			ロ $(193,040 - 1,000) \times 20\% = 38,408$		
			ハ イ < ロ $\therefore 10,576.16$		
			②イ $26,440.4 \times 3/5 = 15,864.24$		
			ロ $(289,560 - 1,500) \times 20\% = 57,612$		
			ハ イ < ロ $\therefore 15,864.24$		
			(3) $(1) + (2) = \left\{ \begin{array}{l} 12,097 \text{ (円未満切上) (県)} \\ 18,145 \text{ (円未満切上) (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$		
			5. 配当割額控除額		
			$1,200 + 8,500 = 9,700$		
			$9,700 \times \left\{ \begin{array}{l} 2/5 = 3,880 \text{ (県)} \\ 3/5 = 5,820 \text{ (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$		
			6. $1 - 2 - 3 - 4 - 5 = \left\{ \begin{array}{l} 174,647 \text{ (県)} \\ 262,207 \text{ (市)} \end{array} \right.$		
VI 均 等 割 額					
X 県 民 税		1,500			
Y 市 民 税		3,500			
VII 納 付 税 額					
X 県 民 税		176,100	$V + VI = \left\{ \begin{array}{l} 176,147 \rightarrow 176,100 \text{ (県)} \\ 265,707 \rightarrow 265,700 \text{ (市)} \end{array} \right.$		
Y 市 民 税		265,700			
甲の妻					
X 県 民 税		0	$425,000 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000$		$\therefore$ 所得割非課税
Y 市 民 税		0	$425,000 \leq 350,000 + 100,000 = 450,000$		$\therefore$ 均等割非課税
甲の長男					
I 各 種 所 得 の 金 額					
給 与 所 得		$\boxed{2} \quad 1,328,400$	$\begin{array}{l} ※ \\ 2,012,000 - 683,600 = 1,328,400 \\ ※ \quad 2,012,000 \times 30\% + 80,000 = 683,600 \end{array}$		
II 課 税 標 準					
総 所 得 金 額		1,328,400	$1,328,400 > 350,000 + 100,000 = 450,000 \quad \therefore$ 所得割課税		
III 所 得 控 除					
基 礎 控 除		430,000	$1,328,400 \leq 24,000,000$		$\therefore 430,000$
合 計		430,000			
IV 課 税 所 得 金 額					
課税総所得金額		898,000	$1,328,400 - 430,000 = 898,400 \rightarrow 898,000$		
V 所 得 割 額					
X 県 民 税		27,719	1. 算出所得割額		
Y 市 民 税		41,579	$898,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 35,920 \text{ (県)} \\ 6\% = 53,880 \text{ (市)} \end{array} \right.$		

2. 調整控除		
$898,000 \leq 2,000,000$		
$50,000 < 898,000 \quad \therefore 50,000$		
$50,000 \times \begin{cases} 2 \% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3 \% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$		
3. 寄附金税額控除		
(1) 基本控除		
$20,000 \leq 1,328,400 \times 30\% \quad \therefore 20,000$		
$(20,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4 \% = 720 \\ 6 \% = 1,080 \end{cases}$		
(2) 特例控除		
$\times$		
$(20,000 - 2,000) \times 84.895\% = 15,281.1$		
$\times \quad 898,000 - 50,000 = 848,000 \quad \therefore 84.895\%$		
①イ $15,281.1 \times 2/5 = 6,112.44$		
ロ $(35,920 - 1,000) \times 20\% = 6,984$		
ハ $イ < ロ \quad \therefore 6,112.44$		
②イ $15,281.1 \times 3/5 = 9,168.66$		
ロ $(53,880 - 1,500) \times 20\% = 10,476$		
ハ $イ < ロ \quad \therefore 9,168.66$		
(3) $(1) + (2) = \begin{cases} 6,833 \text{ (円未満切上) (県)} \\ 10,249 \text{ (円未満切上) (市)} \end{cases} \Big] \boxed{2}$		
4. 申告特例控除額		
(1) $6,112.44 \times 5.105/84.895 = 368 \text{ (円未満切上) (県)}$		
(2) $9,168.66 \times 5.105/84.895 = 552 \text{ (円未満切上) (市)} \Big] \boxed{2}$		
5. $1 - 2 - 3 - 4 = \begin{cases} 27,719 \text{ (県)} \\ 41,579 \text{ (市)} \end{cases}$		
VI 均 等 割 額		
X 県 民 税	1,500	
Y 市 民 税	3,500	
VII 納 付 税 額		
X 県 民 税	29,200	$V + VI = \begin{cases} 29,219 \rightarrow 29,200 \text{ (県)} \\ 45,079 \rightarrow 45,000 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市 民 税	45,000	
甲の長男の妻		
I 各種所得の金額		
$\times$		
給 与 所 得	10,048,000	$11,998,000 - 1,950,000 = 10,048,000$
$\times \quad 8,500,000 < 11,998,000 \quad \therefore 1,950,000$		
配 当 所 得		
(申 告 分 離)	193,000	【配当割額】
$(193,000 - 148,000) \times 5 \% = 2,250 \text{ (X 県)}$		

譲 渡 所 得		
(上 場 株 式 等)	△148,000	(1) 3,300,000+1,426,000=4,726,000 (2) 2,800,000+1,940,000=4,740,000 (3) 84,000+50,000=134,000 (4) (1)-(2)-(3)=△148,000
II 課 税 標 準		
総 所 得 金 額	2 9,898,000	※ 10,048,000-150,000=9,898,000
上場株式等に係る		※ 11,998,000>10,000,000 ∴ 10,000,000
配当所得等の金額	45,000	(10,000,000-8,500,000)×10%=150,000 193,000-148,000=45,000 9,943,000>350,000×(2+1)+100,000+320,000=1,470,000
合 計	9,943,000	∴ 所得割課税
III 所 得 控 除		
社会保険料控除	1,446,000	
医 療 費 控 除	2 77,000	※ (50,000+127,000)-100,000=77,000 ※ 9,943,000×5%>100,000 ∴ 100,000
障 害 者 控 除	2 530,000	10歳の子
配偶者特別控除	2 10,000	9,500,000<9,943,000≤10,000,000 1,300,000<1,328,400≤1,330,000 ∴ 10,000
扶 養 控 除	330,000	17歳の子 0≤480,000 ∴ 控除対象扶養親族 (330,000) ※ 10歳の子は16歳未満であるため控除対象扶養親族に該当しない。
基 礎 控 除	430,000	9,943,000≤24,000,000 ∴ 430,000
合 計	2,823,000	
IV 課 税 所 得 金 額		
課税総所得金額	7,075,000	9,898,000-2,823,000=7,075,000
上場株式等に係る		
課税配当所得等の金額	45,000	
V 所 得 割 額		
X 県 民 税	282,000	1. 算出所得割額
Y 市 民 税	423,000	(1) 課 総 $7,075,000 \times \begin{cases} 4\% = 283,000 \\ 6\% = 424,500 \end{cases}$ (2) 上 配 $45,000 \times \begin{cases} 2\% = 900 \\ 3\% = 1,350 \end{cases}$ (3) (1)+(2)= $\begin{cases} 283,900 \text{ (県)} \\ 425,850 \text{ (市)} \end{cases}$

		2. 調整控除	
		$2,000,000 < 7,075,000$	
		$\frac{50,000 + 220,000 + 50,000 - (7,075,000 - 2,000,000)}{2} < 50,000$	$\therefore 50,000$
		$50,000 \times \begin{cases} 2 \% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3 \% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$	
		3. 配当割額控除額	
		$2,250 \times \begin{cases} 2/5 = 900 \text{ (県)} \\ 3/5 = 1,350 \text{ (市)} \end{cases}$	
		$4. \quad 1 - 2 - 3 = \begin{cases} 282,000 \text{ (県)} \\ 423,000 \text{ (市)} \end{cases}$	
VI 均 等 割 額			
	X 県 民 税	1,500	
	Y 市 民 税	3,500	
VII 納 付 税 額			
	X 県 民 税	283,500	$V + VI = \begin{cases} 283,500 \text{ (県)} \\ 426,500 \text{ (市)} \end{cases}$
	Y 市 民 税	426,500	
甲の長女			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得		$\begin{matrix} ※ \\ 3,704,000 \end{matrix}$	$5,180,000 - 1,476,000 = 3,704,000$
			$※ \quad 5,180,000 \times 20\% + 440,000 = 1,476,000$
譲 渡 所 得 (総 合 長 期)		$\begin{matrix} ② \\ 580,000 \end{matrix}$	(1) 譲渡損益
			① 絵画 (総長)
			$1,350,000 - (630,000 + 92,000) = 628,000$
			② 骨董品 (総長)
			$420,000 - (940,000 + 78,000) = \triangle 598,000$
			③ 特許権 (総長)
			$1,500,000 - (300,000 + 150,000) = 1,050,000$
			④ ① + ② + ③ = 1,080,000
			(2) 特別控除
			$1,080,000 - 500,000 = 580,000$
一 時 所 得		400,000	$900,000 - 0 - 500,000 = 400,000$
II 課 税 標 準			
総 所 得 金 額		4,194,000	$3,704,000 + (580,000 + 400,000) \times 1/2 = 4,194,000$
			$4,194,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 100,000 + 320,000 = 1,120,000$
			$\therefore$ 所得割課税
III 所 得 控 除			
社会保険料控除		811,900	
ひとり親控除		$\begin{matrix} ② \\ 300,000 \end{matrix}$	離婚後婚姻をしていない、同一生計の子で課税標準の合計額が48万円以下の者を有する
			$4,194,000 \leq 5,000,000 \quad \therefore$ ひとり親に該当 (300,000)
扶 養 控 除		$\begin{matrix} ② \\ 450,000 \end{matrix}$	$1,000,000 - 550,000 = 450,000 \leq 480,000 \quad \therefore$ 特定扶養親族 (450,000)
基 礎 控 除		430,000	$4,194,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 430,000$
合 計		1,991,900	

IV 課 税 所 得 金 額

課税総所得金額	2, 202, 000	$4, 194, 000 - 1, 991, 900 = 2, 202, 100 \rightarrow 2, 202, 000$
---------	-------------	---

V 所 得 割 額

X 県 民 税	64, 720	1. 算出所得割額
Y 市 民 税	97, 080	$2, 202, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 88, 080 \text{ (県)} \\ 6 \% = 132, 120 \text{ (市)} \end{cases}$
		2. 調整控除額
		$2, 000, 000 < 2, 202, 000$
		$50, 000 + 50, 000 + 180, 000 - (2, 202, 000 - 2, 000, 000) = 78, 000$
		$78, 000 > 50, 000 \quad \therefore 78, 000$
		$78, 000 \times \begin{cases} 2 \% = 1, 560 \text{ (県)} \\ 3 \% = 2, 340 \text{ (市)} \end{cases} \Big] \boxed{2}$
		3. 住宅借入金等特別控除
		(1) $150, 600 - 96, 100 = 54, 500$
		(2) $1, 922, 000 \times 7 \% = 134, 540 < 136, 500 \quad \therefore 134, 540$
		(3) (1) < (2) $\therefore 54, 500$
		$54, 500 \times \begin{cases} 2/5 = 21, 800 \text{ (県)} \\ 3/5 = 32, 700 \text{ (市)} \end{cases} \Big] \boxed{2}$
		4. $1 - 2 - 3 = \begin{cases} 64, 720 \text{ (県)} \\ 97, 080 \text{ (市)} \end{cases}$

VI 均 等 割 額

X 県 民 税	1, 500
Y 市 民 税	3, 500

VII 納 付 税 額

X 県 民 税	66, 200	$V + VI = \begin{cases} 66, 220 \rightarrow 66, 200 \text{ (県)} \\ 100, 580 \rightarrow 100, 500 \text{ (市)} \end{cases}$
Y 市 民 税	100, 500	

甲の長女の子			
X 県 民 税	0	$450, 000 \leq 350, 000 + 100, 000 = 450, 000$	$\therefore$ 所得割非課税
Y 市 民 税	0	$450, 000 \leq 350, 000 + 100, 000 = 450, 000$	$\therefore$ 均等割非課税

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

第二問は、ボリュームも極端に多くなく、難易度も平易であったため、合格ラインは高いと思われる。
第二問の合格ラインは、40～44点と予想している。

●おわりに

合格ラインは、第一問が30点前後、第二問が40点前後、合計70点前後となると思われる。
合格確実ラインは、第一問が35点前後、第二問が45点前後、合計80点前後になると思われる。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに活きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デ ジ タ ル 教 材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

